

お客さま各位

新宮信用金庫

未利用口座管理手数料の新設に伴う普通預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年10月1日から未利用口座管理手数料を新設することに伴い、普通預金規定等を改定いたします。

お客さまにおかれましては、普通預金規定等改定へのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、未利用口座管理手数料につきましては、令和2年10月1日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座（総合口座も含まれます）に対して適用させていただくもので、通常の入出金や口座振替等でご利用いただいているお客さまの普通預金口座は対象となることはありません。

1. 改定する規定

- ①普通預金規定
- ②総合口座取引規定

2. 改定内容

「未利用口座管理手数料」条項の新設を行います。

普通預金規定、総合口座取引規定 「未利用口座管理手数料」条項の新設

（未利用口座管理手数料）

- （1）令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- （3）この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- （4）前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- （5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。
- （6）解約された口座の再利用はできません。

3. 改定日

令和2年10月1日

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

以上